

診療録開示に関する事項

当院では、インフォームド・コンセントの理念を踏まえ、診療情報を積極的に提供することにより、医療従事者等と患者様とのより良い信頼関係を構築することを目的として診療記録の開示を実施しております。その際、プライバシーの保護及び診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで診療記録を提供いたします。

開示する対象者

- (1) 患者様ご本人
- (2) 患者様の法定代理人
- (3) 患者様本人から代理権を与えられた親族及び委任後見人
- (4) 患者様が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者様のお世話をしている親族及びこれに準ずる方
- (5) ご遺族に対する診療情報の提供対象者は、患者様の法定相続人

開示の手続き

- (1) 開示を希望される場合は受付でお申し出ください。
受付時間：月～土（祝日を除く）8：30～17：00
- (2) 開示請求を受けた時から原則として14日以内に、開示の可否について回答いたします。
なお、場合によっては開示できない場合もございますのでご了承ください。

開示方法

- (1) 診療録のコピーの交付
- (2) 診療録の閲覧

診療情報の提供および診療記録の開示に必要な費用

診療諸記録の開示 料金表	(税込価格)
診療諸記録の開示代（1回につき）	2,200 円
診療諸記録のコピー代（片面につき）	11 円
画像 CD（1枚につき）	2,200 円
診療記録不存在証明書	1,100 円